

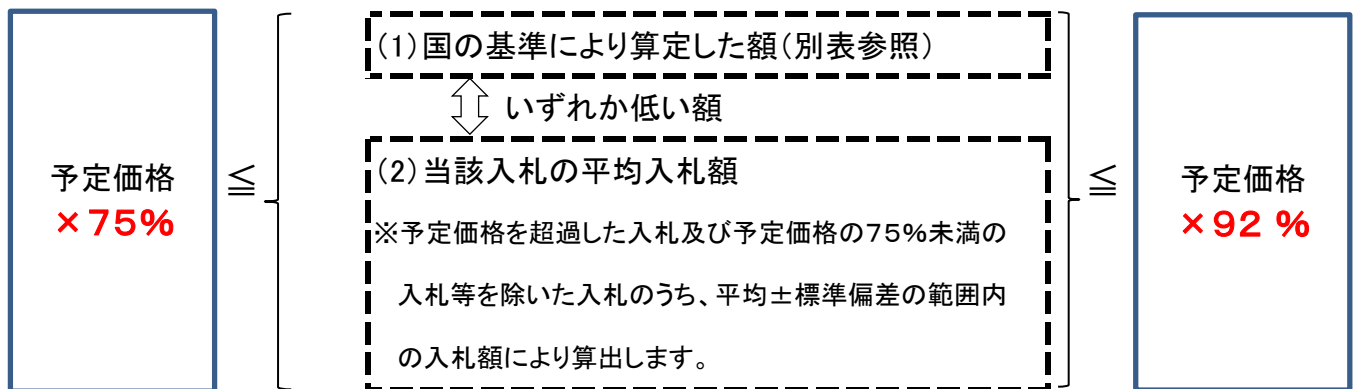
最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定基準の見直しについて

名古屋市住宅供給公社

著しい低価格による入札の防止策として、工事請負等の競争入札において導入している最低制限価格制度及び低入札価格調査制度につきまして、国の基準が改正されたことに伴い、以下のように算定基準の見直しを行います。

1 算定基準

以下の(1)と(2)のいずれか低い額を最低制限価格(低入札価格調査基準価格)とします。ただし、予定価格の75%に満たないときは予定価格の75%とし、予定価格の92%を超ええるときは予定価格の92%とします。



【別表】

(1)の「国の基準により算定した額」は、次の表の区分ごとに、当該契約の予定価格算出の基礎となった同表の①～④の額を合計したものです。

区分	①	②	③	④
工事請負	直接工事費 ×97%	共通仮設費 ×90%	現場管理費 ×90%	一般管理費等 ×68%
測量	直接測量費	測量調査費	諸経費×50% <旧48%>	—
建築設計・監理	直接人件費	特別経費	技術料等経費 ×60%	諸経費 ×60%
建築設備設計・監理				
建設コンサルタント	直接人件費	直接経費	その他原価 ×90%	一般管理費等 ×50% <旧48%>
補償コンサルタント	直接人件費	直接経費	その他原価 ×90%	一般管理費等 ×50% <旧45%>
地質調査	直接調査費	間接調査費 ×90%	解析等調査業務費 ×80%	諸経費 ×50% <旧48%>
建築物清掃	直接人件費 ×90%	直接物品費 ×50% <旧45%>	業務管理費 ×90%	一般管理費 ×50% <旧45%>
警備(機械警備を除く。)(注)				

(注) 警備(機械警備を除く。)における調査基準価格は、75%～92%の範囲内で理事長が定める割合を予定価格に乗じた金額

2 実施時期

令和6年7月公告・指名分から実施します。

名古屋市住宅供給公社 総務課 経理係

TEL(052)523-3942